



日本の
ひなた
宮崎県

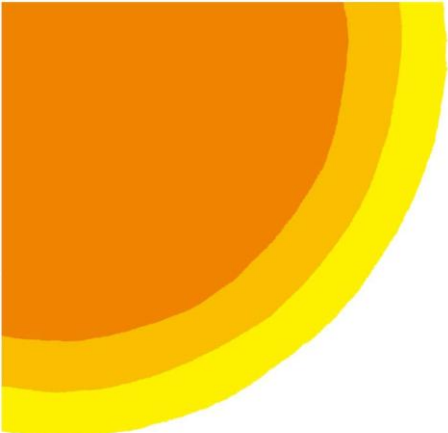


参加 待ちよろよ〜

NPO 法人 申請・届出等手続の オンライン化に関する説明会



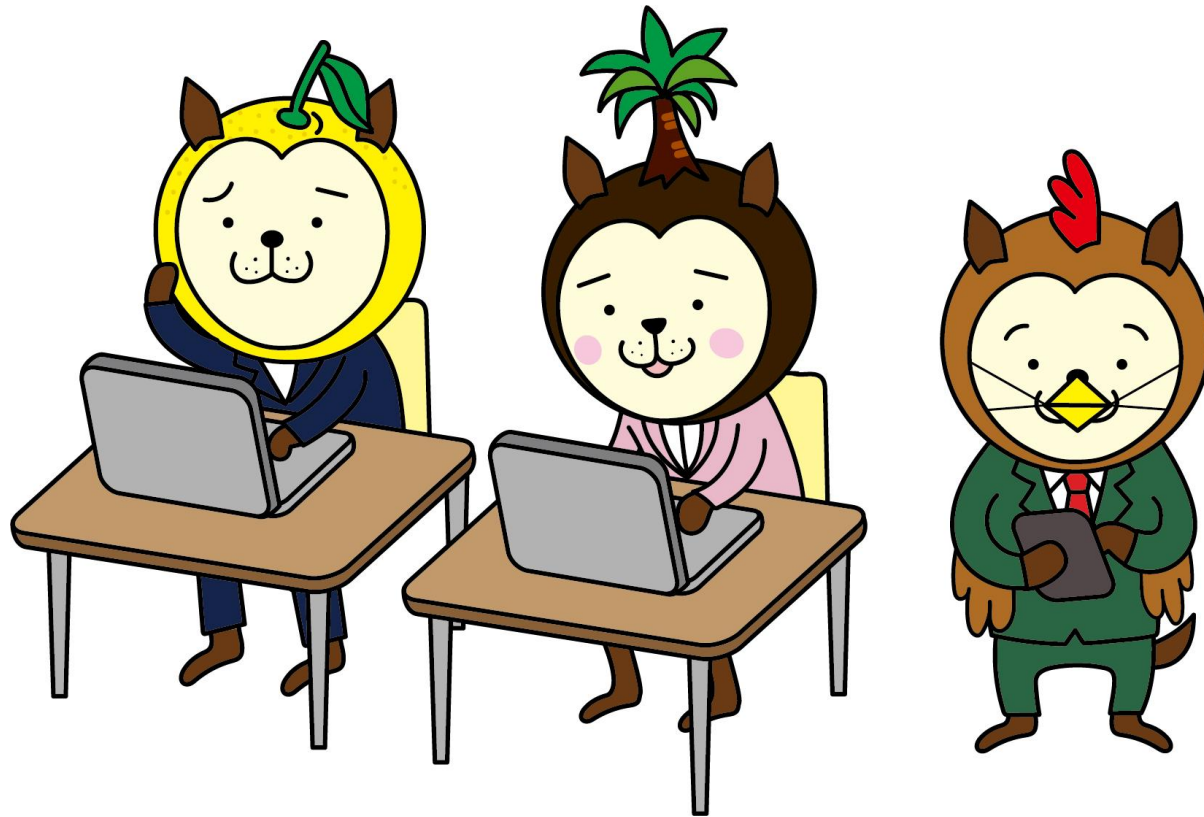
令和8年9月11日(金) @高鍋町役場3階 第1会議室 (オンライン配信あり)
宮崎県生活・協働・男女参画課 / みやざきNPO・協働支援センター



次第

- 1 NPO法人の申請・届出等手続のオンライン化概要
- 2 システムの利用方法
- 3 事業報告書のオンライン申請での提出方法
- 4 おわりに

1 NPO法人の申請・届出等手続のオンライン化概要



NPO法人ポータルサイト（ウェブ報告システム）の概要

NPO法人の設立から、事業報告、定款・役員変更等、各種申請をオンラインで行える、NPO法人のためのオンラインサイトです。

令和5年4月1日から、NPO法人（設立する者も含む。）が行う各種手続（設立認証申請、役員の変更等届出、定款変更認証申請など）のオンライン化のため、内閣府が管理運用する「NPO法人ポータルサイト」を利用し、これまで所轄庁に書面で提出していた申請・届出等について、ウェブサイトを通じてオンラインで提出することが可能となっています。

NPO法人ポータルサイトの機能

- ①アカウント管理
- ②申請・届出等書類の作成・提出
- ③申請・届出等書類の参照
- ④問い合わせ機能



内閣府 NPO
ホームページ

サイト内検索 検索

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

NPO基礎情報 | 有識者会議・研究会等 | 統計調査等 | 法律・制度改正 | NPO法Q & A | 審判について

TOP > NPO法人ポータルサイト

NPO法人ポータルサイト

NPO法人情報を検索できます。

キーワードから探す

検索

もっと詳細な条件で検索

例）法人名称、所在地名、定款に記載されている目的、法人代表者氏名

複数の単語同士を空白で区切って入力し、検索すると、すべての単語が含まれる情報を検索します。

エリアから探す

活動分野から探す

北海道
青森県
秋田県
山形県
岩手県
宮城県
福島県
新潟県
山梨県
長野県
石川県
富山県
福井県
滋賀県
京都府
大阪府
兵庫県
奈良県
和歌山県
徳島県
香川県
愛媛県
高知県
福岡県
佐賀県
長崎県
熊本県
大分県
宮崎県
鹿児島県
沖縄県

東京都
神奈川県
埼玉県
千葉県
栃木県
茨城県
群馬県
愛知県
岐阜県
静岡県
三重県

保健・医療・福祉

まちづくり

農山漁村・中山間地域

環境の保全

地域安全

国際協力

子どもの健全育成

科学技術の振興

職業能力・雇用機会

連絡・助言・援助

社会教育

観光

学術・文化・芸術・スポーツ

災害救援

人権・平和

男女共同参画社会

情報化社会

経済活動の活性化

消費者の保護

条例指定

税額控除の対象となるNPO法人を探す

認定法人 | 特例認定法人

審判に伴う税制上の優遇措置について

権限移譲先所轄庁の対応について（本システムの導入状況）

導入済：宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、高原町

未導入：高鍋町、新富町、川南町

※導入済の自治体の中には一部機能を実装していない権限移譲先所轄庁もあります。



オンライン化によりできること（その1）

○ NPO法人の事務所等から、事業報告書の提出、定款変更や役員変更の届出等の手続きが行える。

⇒ ・ 設立の認証申請 ・ 事業報告書の提出 ・ 役員変更の届出 ・ 定款の変更 ・ 解散の届出 等

○ 活動計算書などの財務諸表の自動計算が可能となる。

○ CSVファイルを利用して、効率よく財務諸表を作成することができる。

○ 申請・届出等を行った情報がシステムに保存され、履歴の管理が行える。

この機能により、事業報告書等の提出や役員変更等の際に、前年度や変更前の書類を確認しながら、新たな書類の作成が行える。

オンライン化によりできること（その2）

- 支援者（行政書士・中間支援団体）にシステムの利用アカウントを付与することで、申請・届出等の手続の支援を効率的に受けることができる。
- NPO法人を検索して検索結果を表示し、NPO法人の詳細情報を閲覧したり、NPO法人情報（行政入力情報、法人入力情報）のダウンロードができる。
- 「法人入力情報」欄を活用して、NPO法第28条の2に係る貸借対照表の公告場所として利用できる。

法人入力情報

公告の登録・更新

NPO法第28条の2に係る貸借対照表の公告場所
貸借対照表を含む、法人公告の登録・公開を行うことができます。

組織情報の登録・更新

法人入力情報のうち、組織情報を入力・更新・確認し、申請/取戻しの処理を行うことができます。

財務情報の登録・更新

法人入力情報のうち、財務情報を入力・更新・確認し、申請/取戻しの処理を行うことができます。



2 システムの利用方法



利用にあたって



- これから新規にNPO法人を設立したい方
→ アカウント登録を行い、法人設立の申請を行います。
- **既にNPO 法人を設立しており、NPO法人ポータルサイトを利用したい方**
→ **アカウント登録を行い、アカウントに紐づける法人情報の利用申請を行います。**
(今回は、このタイプについて説明します。)
- 旧システムでアカウントを登録済み・管理者登録の方
→ 旧システムのアカウントでログインし、不足している情報の追加登録を行うことで、NPO法人ポータルサイトを利用できます。
※ 旧システムとは、2023年2月28日までの本システム
- 法人・個人事業主向け共通認証システム（G ビズ ID）利用方で、法人の登記手続きを終えた方
→ G ビズ ID を利用することで、作業法人を選択するだけでNPO法人ポータルサイトを利用できます。

利用にあたって

- 手順① 内閣府NPOホームページにアクセスする
- 手順② 下図の [法人ログイン] をクリックする

内閣府 NPO
ホームページ

サイト内検索 検索

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

NPO基礎情報

有識者会議・研究会等

統計調査等

法律・制度改正

NPO法Q & A

寄附について

つながる。未来へのサポート。

認証NPO法人
(6月30日現在)

48,904 件

> 制度

> 内訳

> 検索

うち、所轄庁 認定・特例認定NPO法人
(8月17日現在)

1,310 件

> 制度

> 内訳

> 一覧

(認定 1,275 件 / 特例認定 35 件)

所轄庁一覧

NPO団体を管理する行政機関一覧を表示します。

NPO法人の皆様へ 貸借対照表の公告について

内閣府NPO法人ポータルサイトにおける公告の方法についてご説明します

調査協力をお願い】2026年度（令和8年度）特定非営利活動法人に関する実態調査を開始しました。

「NPO法人のテロ資金供与対策について」を一部更新しました

条例による事務処理特例制度を活用した特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務の移譲状況（令和8年4月1日時点）を掲載しました。

2025年度（令和7年度）市民の社会貢献に関する実態調査 報告書を掲載しました。

「条例個別指定の実施状況（2025年9月30日時点）」を掲載しました

「寄付月間2025～Giving December～」が始まりました

2025年度(令和7年度)市民の社会貢献に関する実態調査（回答期間終了のお知らせ）

NPO法人ポータルサイト

全国の特定非営利活動法人の情報を検索できます。

法人名: 検索

法人ログイン 新規ユーザ登録

NPO施策ポータルサイト

NPOの支援策等の情報を簡単に検索できます。

施策名: 検索

内閣府NPOホームページ
<https://www.npo-homepage.go.jp/>

ここをクリック



利用にあたって（1.アカウント登録）

○ 手順③ 法人アカウントの新規登録

下図で示した画面から、法人アカウントの新規登録を行います。

ログイン(トップ)

アカウントIDでログインされる方

ご登録いただいたアカウントIDとパスワードでログインが行えます。

アカウントID (旧ログインID)

パスワード

ログイン

GBizIDでログインされる方

GBizIDによるログイン

GBizID基盤のメンテナンス等は以下をご確認ください。
[gBizIDのホームの重要なお知らせ](#)

これからアカウントの新規登録をされる方

以下に該当する方は、アカウントの新規登録を実施してください。

- これからNPO法人を設立される方。
- 既にNPO法人を設立済みで、初めて本サイトを利用される方。
- 下記の「ログインできない方はこちら」にてログインができない方。

アカウントの新規登録

[ご利用のイメージ画面 \(サンプル\)](#)

※既にNPO法人を設立済みの場合、GBizIDがご利用になれます。画面左側の「GBizIDによるログイン」ボタンからお進みください。

ここから



利用にあたって（1.アカウント登録）

○ 手順④ アカウント情報を入力

- ・新規アカウントの登録についての説明画面を確認し、利用規約に同意する。
- ・その後、アカウント新規登録画面からアカウント情報を入力する。

※注意点①

アカウントIDとパスワードは、忘れないように必ず保管してください。

※注意点②

メールアドレスの登録が必須になります。

メールアドレスには、以下の情報が届きます。

日頃から使用する、**連絡の取れるメールアドレスの登録**を行います。

■NPO法人ポータルサイトから送信されるメール一覧

- ・ワンタイムパスワードのご連絡
- ・申請・届出書類修正のお願い
- ・申請書類受理のご連絡
- ・申請書類審査結果のご連絡
- ・取下げ受理のご連絡
- ・届出受付のご連絡
- ・届出受理のご連絡



利用にあたって（1.アカウント登録）

※注意点③

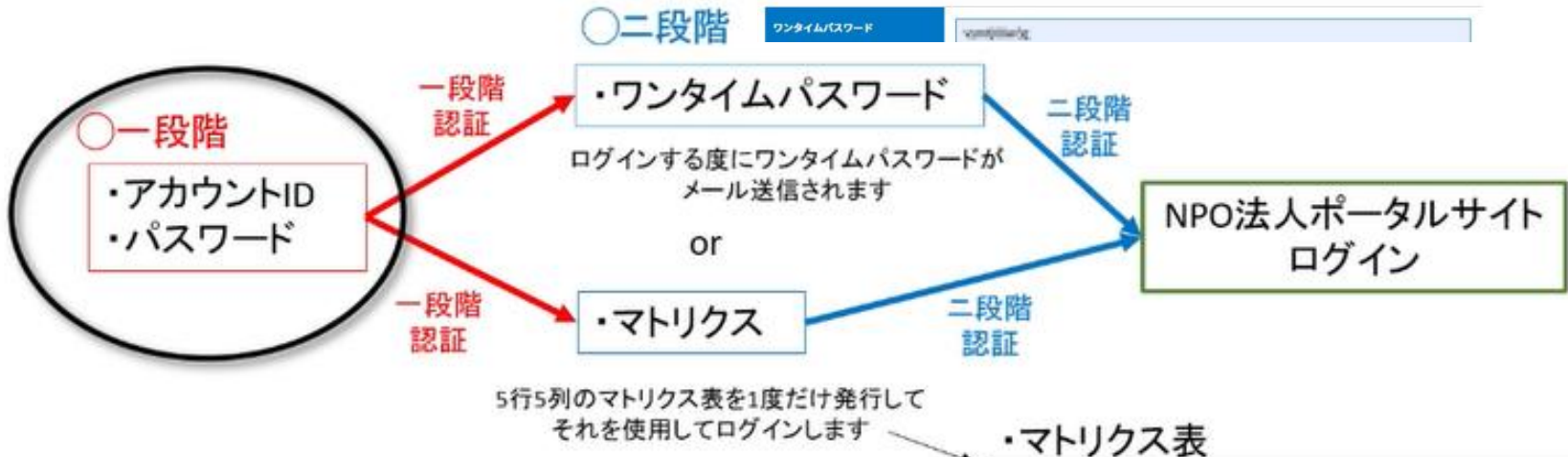
ログインの際、二段階認証方式をとっており、
「ワンタイムパスログイン」 or 「マトリクス」 どちらかの認証方式を選択します。

■二段階認証方式

ワンタイムパスワード入力

メールに記載されているワンタイムパスワードを入力してください。
メールが届かない場合は迷惑メールフォルダや他のフォルダに入っていないかご確認ください。
パスワードを再送する場合には、一度前の画面に戻って再送してください。

ワンタイムパスワード



・マトリクス表

	A	B	C	D	E
1	JPO	234	TFJ	938	FUG
2	NDH	myx	963	374	YTA
3	byr	QHC	ZBT	CEU	CFB

利用にあたって（1.アカウント登録）

ホーム > ログイン > アカウント新規登録完了

アカウント新規登録完了

下記の内容でアカウント情報を登録しました。「ログイン画面へ」ボタンを押して一度ログアウトしてください。

ログアウトした後、必要な場合はログイン画面からアカウントID、登録したパスワード、選択した認証方式でログインしてください。

アカウント情報

アカウントID	kankyounp001
法人名称	河川から環境を考える〇〇の会
アカウント利用者氏名	法人太郎
アカウント利用者氏名 フリガナ	ホウジンタロウ
メールアドレス	npo@mail.jp
住所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話番号	03-1234-5678
パスワード	****
2段階認証方式	ワンタイムパスワード

[← ログイン画面へ](#)

図 4.1.9 アカウント新規登録完了画面

マトリクスを選択した場合、マトリクス発行の確認画面に遷移します。
[マトリクスを発行する]ボタンをクリックすると、マトリクスを発行します。

ホーム > ログイン > マトリクス発行の確認

マトリクス発行の確認

マトリクス発行の確認

発行前の確認

本サイトはセキュリティ強化のため、5行5列のマトリクスによる認証を導入しております。
マトリクスは印刷等を行い、大切に保管してください。
マトリクスを忘れてしまった、発行後に印刷できなかったなどの場合は、再発行する必要があります。
マトリクスを保存した後は、登録完了画面にある「ログイン画面へ」と書かれたボタンを押して、ログアウトしてください。
その後、ログイン画面からログインID、パスワード、マトリクスを使ってログインしてください。

上記を御了承のうえ、「発行する」ボタンを押してマトリクスを発行してください。

[← 戻る](#)
[マトリクスを発行する >](#)

図 4.1.10 マトリクス発行画面

マトリクスが発行され、新規アカウントの登録が完了します。
プリンタの環境がある方は、[印刷]ボタンをクリックすると、マトリクスを印刷できますので、印刷し大切に保管してください。
プリンタの環境がない方は、適宜 word やメモ帳機能を使って大切に保管してください。
[ログイン画面へ] ボタンをクリックしてログイン画面に戻ります。

利用にあたって（2.法人利用申請）

手続き開始画面（法人設立前、利用認証前）を以下に示します。
NPO 法人の状態に応じて、ボタンをクリックしてください。



図 4.2.4 ポータルサイトトップ画面

登録したアカウントに紐づける法人の利用申請を行います。

※法人と紐づけられるアカウントは、管理者となる1アカウントのみ。それ以外の方は、管理者にアカウント作成していただってください。

ログイン方法についての説明動画（資料p25：1.3「NPO法人管理者ユーザーによるアカウント作成」参照。

- ・ [法人利用申請]ボタンをクリック
↓
- ・ 法人利用申請画面が表示される
↓
- ・ [法人検索]ボタンをクリック
↓
- ・ 法人検索画面に遷移

利用にあたって（2.法人利用申請）



法人利用申請

1 法人利用申請

- このアカウントに紐づける法人情報の利用申請を行います
- 「法人検索」ボタンより対象となる法人を検索してください。
- 対象の法人を検索後「申請する」ボタンにより内閣府に申請されます。
- 10日以内に対応する利用申請コードを入力することで法人情報との紐づけが完了します。

法人利用申請情報

所轄庁 法人名 代表者名

法人検索

利用申請コードの入力

内閣府 NPO ホームページ サポートデスクより送付された利用申請コードを入力してください。

利用申請コードを入力する

図 4.2.5 法人利用申請画面

法人検索画面では、ご自身の法人名を入力し、[法人検索]ボタンをクリックしてください。法人検索結果が表示されます。

該当の法人が見つかりましたら、法人名をクリックしてください。

法人利用申請画面に戻ります。

見つからない場合は、[詳細な検索を行う]ボタンをクリックし、条件を入力し、[法人検索]ボタンをクリックしてください。



法人検索

1 法人検索

- 法人の名前を入力し、法人検索を実行してください。
- 法人名以外で検索する場合は、詳細な検索を行うを押すと、所轄庁、代表者氏名、主たる事務所の所在地、法人番号を入力し、法人検索を実行できます。
- このアカウントに紐づける法人情報の利用申請を行います。

行政入力情報

法人名 代表者氏名

法人検索

法人検索結果

所轄庁	法人名	代表者氏名	主たる事務所の所在地	法人番号
山梨県	河川から環境を考える会			

図 4.2.6 法人検索画面

利用にあたって（2.法人利用申請）

法人利用申請画面では、選択した法人の情報が表示されていますので、選択に誤りがないことを確認し、[確認する] ボタンをクリックすると、法人利用申請確認画面に遷移します。

ホーム > 法人利用申請

法人利用申請

!

法人利用申請

- このアカウントに紐づける法人情報の利用申請を行います
- 「法人検索」ボタンより対象となる法人を検索してください。
- 対象の法人を検索後「申請する」ボタンにより内閣府に申請されます。
- 10開庁日以内に送付される利用申請コードを入力することで法人情報との紐づけが完了します。

法人利用申請情報

所轄庁	法人名	代表者名
山梨県	河川から環境を考える会	

法人検索 >

<

戻る

確認する >

図 4.2.7 法人利用申請画面

法人利用申請確認画面では、詳細な法人の情報が表示されますので、もう一度確認いただき、[申請する] ボタンをクリックしてください。内閣府へ法人利用申請がなされます。

申請後、内閣府 NPO ホームページサポートデスクより 10 開庁日以内に主たる事務所の住所に利用申請コードが送付されます。

法人利用申請確認

下記の内容で申請を行います。よろしければ、「申請する」ボタンを押下してください。

法人利用申請情報

今後の流れは以下の通りとなります。

- ・内閣府 NPO ホームページ サポートデスクより、申請後2週間以内を目途に法人の主たる事務所の住所に「利用申請コード」を郵送します。
- ・「利用申請コード」が到着後、内閣府NPO法人ポータルサイトにログインしていただき、郵送された「利用申請コード」を入力してください。
- ・2週間以上経過しても届かない場合は、ご入力内容に不備がある可能性があるため、「システムの利用方法に関するお問い合わせ」にてお問い合わせください。
- ・「利用申請コード」を入力後、内閣府NPO法人ポータルサイトで各種電子申請を実施できるようになります。

所轄庁	法人名	主たる事務所の所在地	代表者氏名	設立認証年月日	活動分野	問い合わせ先
山梨県	河川から環境を考える会					

申請する >

図 4.2.8 法人利用申請確認画面

利用にあたって（2.法人利用申請）

トップページに遷移し、法人利用申請が完了したメッセージが表示されます。利用申請コードが送付されるのを、待ちます。



図 4.2.9 法人利用申請完了画面

法人利用申請は1度のみ実施してください。
2度以上実施してしまうと、最後の利用申請コードが有効になり、過去の利用申請コードが無効になります。結果的にシステムを利用できるのが遅れることになります。

利用申請コードが届きましたら、再度 ログイン（トップ）画面よりログインして、[法人利用申請] ボタンをクリックしてください。
法人利用申請画面の[利用申請コードを入力する] ボタンをクリックすると、利用申請コードの入力画面に遷移します。

図 4.2.10 法人利用申請画面

利用にあたって（2.法人利用申請）

利用申請コードの入力画面では、郵送されてきた利用申請コードを入力し、[認証する]ボタンをクリックすると処理は完了です。

図 4.2.11 利用申請コード入力画面

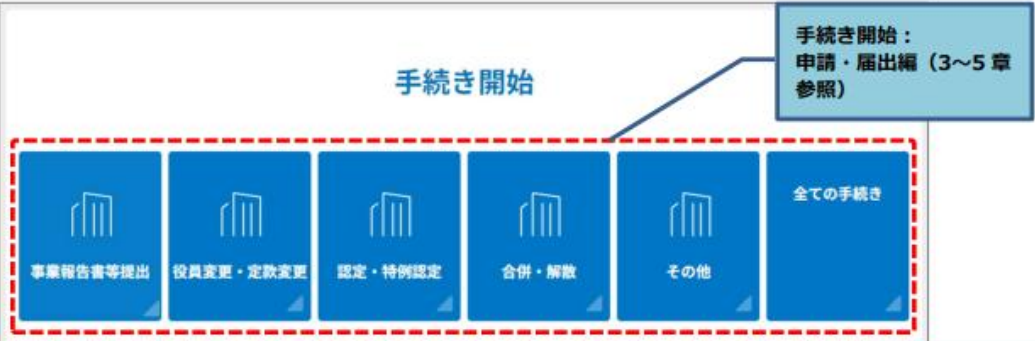
NPO法人ポータルサイト（マイメニュー）に、「法人入力情報」欄があります。是非、ご活用ください。

法人入力情報

公告の登録・更新	NPO法第28条の2に係る貸借対照表の公告場所 貸借対照表を含む、法人公告の登録・公開を行うことができます。
組織情報の登録・更新	法人入力情報のうち、組織情報を入力・更新・確認し、申請/取戻しの処理を行うことができます。
財務情報の登録・更新	法人入力情報のうち、財務情報を入力・更新・確認し、申請/取戻しの処理を行うことができます。

利用にあたって（3.手続開始）

手続き開始画面（法人設立後、利用認証後）を以下に示します。
本画面から、申請・届出が可能となります。必要に応じて、申請・届出編マニュアルをご参照ください。



3 事業報告書のオンライン申請での提出方法



事業報告書等提出

手続き状況・履歴一覧 >

NPO法人の事業報告書等の提出

NPO法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、事業報告書等の提出を行うことができます。毎事業年度初めの3カ月以内に、前事業年度の事業報告書、計算書類及び役員名簿等を作成しなければなりません。これらの書類は、事務所に備え置き、社員及び利害関係人に閲覧させるとともに、所轄庁に提出し、閲覧させる必要があります。認定・特例認定法人は、役員報酬規程等の提出、該当がある場合には助成金支給に係る書類の提出も必要です。

※「WEB画面で入力」は、WEB上のフォームから各種情報を入力して申請を行います。

（WEB画面で入力の場合も、一部ファイルをアップロードしていただく項目があります。）

※「ツールをダウンロードして入力」は、Excelの各種入力用のファイルをダウンロードし、入力したファイルをアップロードして申請を行います。

（所轄庁が様式・書式を指定している場合はご利用いただけません。）



WEB画面で入力



ツールをダウンロードして入力

2.事業報告書等提出書 *

web入力を選択すると、入力画面が出てくるので、必要事項を入力欄に入力していきます。

提出方法

☒ web入力

下記入力欄に、提出内容を入力する場合

☐ ファイル提出

下記アップロード欄に、ファイルをアップロードする場合
※所轄庁独自の様式が設定されている場合には「ファイルで提出」になります。

各分類毎の科目が30行を超える場合は、「ファイルで提出」を選択してください。

3.事業報告書 *

ファイル提出を選択すると、PDF形式のファイルを選択して貼り付けることができます。



別送	操作	形式	書式・記載例
☐	ファイルを選択 選択されていません	PDF	

郵送や窓口で原本を提出する場合は、「別送」を選択します。

3 事業報告書のオンライン申請での提出方法

(入力内容を保存・確認する)

NPO法人の事業報告書等の提出

STEP1 作成 STEP2 確認 STEP3 提出

提出は完了していません。

以下の内容にて、入力内容を保存いたしました。
提出する場合は、ページ一番下の「入力内容で提出確認する」ボタンを押下してください。
※「編集」「事前相談」「複製」「削除」する場合はそれぞれ下記のボタンを押下してください。

編集 事前相談
複製 削除

(入力内容で提出確認する)

(この内容で提出する)

(この内容で提出する) をクリックすると、「所轄庁書類審査中」の画面が表示され、事業報告書等の所轄庁への提出は完了となります。

なお、手続き完了まで数日かかります。手続き状況は手続き状況・履歴一覧画面でご確認できます。

また、所轄庁からの修正依頼など操作が必要な場合はメールにて通知いたしますので、ご確認ください。

NPO法人の事業報告書等の提出

申請承認の流れ

所轄庁書類審査中 → 受付済 → 所轄庁審査完了

手続きの提出を行いました。
所轄庁の手続き完了まで数日かかります。手続き状況は手続き状況・履歴一覧画面でご確認できます。
また、所轄庁からの修正依頼など操作が必要な場合はメールにて通知いたしますので、ご確認ください。

複製 取下げ

所轄庁からの受理が認められた場合 (所轄庁審査完了)

必要事項の入力が全て終わると、「入力内容を保存・確認する」のボタンが出てきます。
「入力内容を保存・確認する」 → 「入力内容で提出確認する」 → 「この内容で提出する」をクリックして提出完了です。
所轄庁から修正依頼がある場合には、メールにて通知されますので、メールを確認できるようにしてください。
最終的に、所轄庁からの受理が認められた場合、「所轄庁審査完了」となって手続きが完了となります。



4 おわりに



参考URLのご紹介

◆ 宮崎県のNPO情報サイト （宮崎県ホームページ）

…手引きや県への申請様式等のダウンロードはこちらから

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/npo-joho/index.html>

◆ 【NPO法人の皆様へ】 ウェブ報告システムについて （宮崎県ホームページ）

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/npo-joho/web-houkoku.html>

ウェブ報告システムについての説明動画や利用マニュアル等は、以下のホームページに掲載されています！ ウェブ報告システムに関するお問い合わせは、サポートデスクのフリーダイヤル番号にお掛けください。

◆ 内閣府NPOホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/>

サポートデスク フリーダイヤル番号 0800-170-6451
対応時間（平日9:30-11:59 , 13:00-18:00）

特定非営利活動法人の
設立及び管理・運営の手引
発行：宮崎県総合政策部



内閣府 NPO
ホームページ

サイト内検索 検索

内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

[NPO基礎情報](#)[有識者会議・研究会等](#)[統計調査等](#)[法律・制度改正](#)[NPO法Q & A](#)[寄附について](#)

つながる。未来へのサポート。

認定NPO法人
(6月30日現在)

48,904 件

[制度](#)[内訳](#)[検索](#)

うち、所轄庁 認定・特例認定NPO法人
(8月17日現在)

1,310 件

[制度](#)[内訳](#)[一覧](#)

NPO法人の皆様へ 貸借対照表の公告について

内閣府NPO法人ポータルサイトにおける公告の方法についてご説明します

>>

国 所轄庁一覧

NPO団体を管理する行政機関一覧を表示します。

>

NPO法人ポータルサイト

全国の特定非営利活動法人の情報を検索できます。

法人名: 検索

法人ログイン新規ユーザ登録

NPO施策ポータルサイト

NPOの支援策等の情報を簡単に検索できます。

施策名: 検索

新着情報

RSS

8月5日【調査協力お願い】2026年度（令和8年度）特定非営利活動法人に関する実態調査を開始しました。

5月8日「NPO法人のテロ資金供与対策について」を一部更新しました

4月28日条例による事務処理特例制度を活用した特定非営利活動促進法に係る所轄庁の事務の移譲状況（令和8年4月1日時点）を掲載しました。

4月9日2025年度（令和7年度）市民の社会貢献に関する実態調査 報告書を掲載しました。

12月24日「条例個別指定の実施状況（2025年9月30日時点）」を掲載しました

12月1日「寄付月間2025～Giving December～」が始まりました

12月1日2025年度（令和7年度）市民の社会貢献に関する実態調査（回答期間終了のお知らせ）

動画や、マニュアルも活用し、ぜひオンライン申請を利用してみてください！

ログインできない方はこちら

ログイン方法についての説明動画

[1.1 NPO法人アカウントの登録](#)[1.2 NPO法人ポータルサイトへのログイン](#)[1.3 NPO法人管理者ユーザーによるアカウント作成](#)[1.4 アカウントID、パスワードを忘れてログインできない方](#)[1.5 GビズIDによるログイン](#)[1.6 NPO法人アカウント新規登録](#)[1.7 法人アカウントと法人の紐づけ（法人利用申請）](#)

その他の操作方法についての説明動画

[1.8 法人設立（WEB画面で入力）](#)[1.9 事業報告書の提出](#)

「法人ログイン」ボタンを押して、画面遷移すると、「ログインできない方はこちら」が出てきますので、ログイン方法等に関する説明動画をご参照ください。

登録までの流れ

アカウントの新規登録方法や利用開始までの流れは別途マニュアルをご覧ください。

[法人マニュアル（基本編）（PDF形式：12MB）](#)[法人マニュアル（申請・届出編）（PDF形式：36MB）](#)

「新規ユーザ登録」ボタンを押して、画面遷移すると、「登録までの流れ」が出てきます。システムの詳細については、マニュアルをご参照ください。

25

認定・特例認定NPO法人って？

NPO法人への寄附を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために設けられた措置で、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものについて、宮崎県が認定を行います。

メリット

個人又は企業が認定・特例認定 NPO法人に寄附した場合、寄附した個人又は企業が税控除を受けられるなど、寄附者に対する税制上のメリットがあります。

申請可能な法人

認定……設立後 1 年を経過したすべてのNPO法人

特例認定……法人設立後 1 年を経過し、かつ 5 年以内のNPO法人

義務

NPO法人としての各種書類に加えて、役員報酬規程等の各種書類の提出義務が生じます。



認定（特例認定）NPO法人制度

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄附を促すため、平成13年度に租税特別措置法上に設けられた税制優遇措置のための制度です。従来は、国税庁において認定をしていましたが、NPO法改正により、平成24年4月1日から都道府県で認定を行う新たな認定制度として創設され、実施されています。

認定制度及び特例認定制度については、県生活・協働・男女参画課協働推進担当にお問合せください。
(電話：0985-26-7048)